

令和8年第2回(3月)佐渡市議会定例会会議録(第5号)

令和8年3月19日(木曜日)

議事日程(第5号)

令和8年3月19日(木)午後1時30分開議

第1 常任委員会付託案件

(総務文教常任委員会分)

議案第3号から議案第8号まで、議案第20号、議案第21号、議案第35号、議案第41号から議案第44号まで、陳情第1号

(市民厚生常任委員会分)

議案第9号から議案第12号まで、議案第36号から議案第38号まで、議案第40号、議案第45号から議案第47号まで、陳情第2号、陳情第3号

(産業建設常任委員会分)

議案第13号から議案第16号まで、議案第19号、議案第22号、議案第39号

第2 発議案第1号

第3 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(20名)

1番	村川拓人君	3番	坂下真斗君
4番	栗山嘉男君	5番	佐々木ひとみ君
6番	平田和太龍君	7番	山本健二君
8番	林純一君	9番	佐藤定君
10番	中川健二君	11番	広瀬大海君
12番	山田伸之君	13番	荒井眞理君
14番	駒形信雄君	15番	坂下善英君
16番	山本卓君	17番	中川直美君
18番	佐藤孝君	19番	近藤和義君
20番	室岡啓史君	21番	金田淳一君

欠席議員(1名)

2番 川原茂君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡	辺	竜	五	君	副市長	鬼	澤	佳	弘	君
教育長	香	遠	正	浩	君	総務部長	岩	崎	洋	昭	君
企画部長	北	見	太	志	君	財務部長	平	山	栄	祐	君
市民生活部長	市	橋	法	子	君	社会福祉長	吉	川		明	君
地域振興部長	門	田		靖	君	農林水産長	中	川	克	典	君
観光文化部長	小	林	大	吾	君	教育次長	笠	井	貴	弘	君
消防長	中	野	照	之	君	建設部長	大	上	貴	幸	君
会計管理者	石	塚	美	好	君	下水道長	増	家	由	季	君
両津病院院長	倉	内		学	君	選挙管理会長	谷	川	直	樹	君
農業委員会事務局長	野	嶋	雅	博	君	監査委員次長	甲	斐	三	代	君

事務局職員出席者

事務局長	中	川	雅	史	君	事務局次長	服	部	真	樹	君
庶務係長	佐	藤	由	加里	君	議事調査係	余	湖	巳	和	君

午後 1時30分 開議

○議長（金田淳一君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日のデータは、今定例会のフォルダーの中にありますので、御確認をお願いいたします。

議事に入る前に申し上げます。本日、山本健二議員につきましては、難聴の症状がありまして、委員長質疑等の対応が困難との申出があります。したがいまして、本日の議事の中で委員長が発言する箇所につきましては、副委員長が発言することにいたしますので、御了承のほどよろしくをお願いいたします。

日程第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第3号から議案第8号まで、議案第20号、議案第21号、議案第35号、議案第41号から議案第44号まで、陳情第1号

（市民厚生常任委員会分）

議案第9号から議案第12号まで、議案第36号から議案第38号まで、議案第40号、議案第45号から議案第47号まで、陳情第2号、陳情第3号

（産業建設常任委員会分）

議案第13号から議案第16号まで、議案第19号、議案第22号、議案第39号

○議長（金田淳一君） 日程第1、常任委員会付託案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂下善英君。

〔総務文教常任委員長 坂下善英君登壇〕

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会は、審査の結果、付託案件については、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について）は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

議案第4号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上の2議案は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

議案第6号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

議案第7号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 佐渡市行政財産目的外使用条例の一部を改正する条例の制定については、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 佐渡市辺地総合整備計画（令和7年度～令和9年度）の変更について、議案第21号 佐渡市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）の策定について。以上の2議案は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

議案第35号 令和8年度佐渡市一般会計予算については、審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会において、次のとおり意見を付しております。

意見。1、総務文教常任委員会。（1）、総務部防災課。①、防災・減災対策に必要なインフラ整備については、建設課と連携し、防災の視点から主体的に関与し、主導的に取り組むこと。

②、衛星携帯電話の活用については、災害時の通信確保を見据え、平常時から計画的な運用体制の構築に努めること。

③、自主防災計画については、362団体中120団体にとどまっている現状を踏まえ、策定プロセスを見直すとともに、市民センターと連携し、目標としている令和8年度までの全団体策定に向けて取組を強化すること。

（2）、企画部総合政策課。①、佐渡ふるさと島づくり寄付金（ふるさと納税）事業について。中間事業者への過度な依存とならないよう留意し、市が主体となってマーケティングや戦略立案、事業者への指示・管理体制の強化を図りながら、寄附額の増加と地域産業の振興につながる運用を行うこと。

②、ゼロカーボンアイランド推進事業について。地域電力会社の設立・運営に関する事業については、事業の実現可能性や財政面の影響等を十分に調査・検証し、将来にわたり持続可能な運用となるよう慎重かつ計画的に進めること。

（3）、企画部交通政策課。①、船舶更新について。佐渡汽船の船舶更新については、有人国境離島特別措置法の改正を踏まえ、新潟県及び対岸自治体と連携し、国に対して必要な支援が得られるよう積極的な働きかけを行うこと。

②、航空路線について。佐渡空港を管理する新潟県の主体的な取組を促すとともに、関係機関と連携し、空路再開に向けた取組を着実に進めること。

（4）、教育委員会教育総務課。①、教育振興基本計画の策定について。教育振興基本計画の策定に当たっては、教育現場の実情や保護者をはじめとする住民の声を十分に反映し、幅広い意見を取り入れながら進めること。

②、就学援助制度について。国の就学援助補助対象品目に含まれているオンライン学習通信費について、佐渡市においても補助対象品目に加えることを検討し、家庭環境による子供の教育格差が生じないように努めること。

③、頑張る若者応援事業等について。より多くの若者が活用できるよう制度内容を見直し、実効性の高い制度設計となるよう検討すること。

（5）、教育委員会学校教育課。①、ことば・こころの教室運営費について。利用者の状況や地域ごとのニーズを十分に精査した上で、地区ごとのバランスにも配慮しながら、利用しやすい拠点整備に努めること。

②、心の教育支援事業について。不登校日数の基準に満たない段階の児童生徒についても早期に支援が

行えるよう、柔軟かつきめ細かな対応に努めること。

③、小学校キャリア教育推進事業。中学校キャリア教育推進事業について。郷土への理解や愛着を育む教育を推進するとともに、キャリア教育の充実を図りながらも、児童生徒の基礎学力の定着と確かな学力の向上にも努めること。

2、市民厚生常任委員会。(1)、市民生活部生活環境課。①、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、リサイクル推進事業について。ごみ処理の経費増に対し国、県への要望を強化し離島モデルを構築すること。生ごみは乾燥焼却処分にとどまらず、民間団体等と連携した堆肥化や家庭菜園での利用を促進すること。また、ペットボトルの水平リサイクルや衣類リユース拠点の整備等、SDGs 未来都市としてさらなる資源循環型社会の構築を強力に推進されたい。

②、4款衛生費、1項保健衛生費、7目環境衛生費、空家対策事業について。老朽危険廃屋や廃ホテルなどを適正に処分すること。また、地域振興部と連携し、他市の事例に倣い民間活力の導入による外部人材の登用や中間支援組織の設立を急ぎ、残置物処理から利活用まで、空き家を地域資源として再生する循環型モデルの構築を強く求める。

(2)、市民生活部健康医療対策課。離島の命綱である公立病院及び公的病院の持続可能な経営に向け、国、県への要望を強化すること。あわせて、病院に頼らずとも自分らしく暮らせる「健康寿命日本一」の実現を目指し、「未病」の考え方を取り入れた予防医療や健康づくりの取組を強力に推進すること。

(3)、社会福祉部社会福祉課。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、成年後見推進事業について。困難事例の増加に対し専門職・市民後見人ともに不足しているとの説明があった。今後は法改正を見据え、トラブル防止のための後見体制の検討など、権利擁護の担い手確保と支援体制の充実を図られたい。

(4)、社会福祉部子ども若者課。次年度より子ども若者課が市長部局から教育委員会へ移管されることに際し、両部局で緊密な情報共有と連携を図ること。また、離島ならではの一体的な子育て環境の充実と教育環境の包括力向上に最大限努められたい。

3、産業建設常任委員会。(1)、地域振興部・観光文化スポーツ部。令和8年度の施政方針に「観光から交流へ、交流から移住への流れを加速させる」とある。現市長就任当初から同様の方針が出されているが、幾度となく、それに沿った事業になっていないと指摘していた。しかし、今回の審査においても、状況が変わっていないことが判明した。人口減少が激しい佐渡において、この取組は急務であるため、早急に対応すること。また、令和8年度の事業には、観光誘客として島外・海外のインフルエンサーの活用、移住施策として大学生、二地域居住者、Iターン者、外国人材の受入れなどの予算が計上されている。その一方で、佐渡出身のユーチューバーがここ数年の観光誘客に大きな影響を及ぼしているほか、佐渡出身者によるUターンも継続して見られるなど、佐渡にゆかりのある人材が佐渡の魅力発信や人口減少の歯止めにも一定の役割を果たしているため、今後の観光誘客や移住施策において、地域に根差した人材の力を生かす視点を一層強化すること。

(2)、地域振興部地域産業振興課。①、2款総務費、1項総務管理費、12目特定有人国境離島地域社会維持推進費、創業・事業拡大等支援事業について。雇用機会拡充事業フォローアップ支援業務委託は、単純計算すると、1社当たり約40万円の予算が計上されている。業務内容を検証し、実態に即した委託費

となるよう精査すること。

②、2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティ活動推進費、地域の活力再生事業について。大学と地域が連携した地域づくり応援事業は、県内他自治体ではあまり見られない補助事業である。大学生の地域活動の支援にとどまらず、人手不足の島内事業所とも連携し、将来的に移住につなげるなど、事業効果が高まるよう取組を進めること。

③、2款総務費、1項総務管理費、14目市民センター費、市民センター拠点化事業（地域コミュニティづくり）について。地域コミュニティ交付金について、活用状況を検証するとともに、制度の目的に沿った事業に活用されるよう、対象事業や運用方法の見直しや拡充を行うこと。

④、5款労務費、1項労働諸費、1目労働諸費、雇用促進の支援事業について。新潟県では数年前から女性の移住促進に取り組んでおり、移住交流推進課としても今年度の方針として女性移住受入れ促進のための支援制度の構築を掲げている。一方で、来年度予算では島内企業における女性活躍の取組調査予算が計上されているが、女性のU・Iターンは以前からの課題であり、調査の実施だけにとどめるのではなく、女性にも安心して移住・生活できるようにサポートする女性のコミュニティをつくるなど、来年度から具体的な支援策を進めること。

(3)、地域振興部移住交流推進課。①、ワーケーション、二地域居住、保育園留学、地域みらい留学、島留学など、定着率が低く、移住者数も減少傾向にある島外者向けの施策には手厚い支援が行われている一方で、定着率の高い佐渡在住者やUターンを希望する佐渡出身者への支援は十分とは言えない。持続的な人口確保の観点からも支援をより強化すること。

②、7款商工費、1項商工費、3目企業誘致推進費、サテライトオフィス運営事業について。インキュベーションセンターが分散しているため、横の連携が十分に生まれておらず、相乗効果が発揮されていない。現在は市直営で運営されているが、他自治体の事例も参考にしながら、民間委託による運営についても検討すること。また、インキュベーションセンター河原田本町は佐渡高校が近接し、新潟大学も入居しているものの、高校・大学・企業の連携は十分とは言えない。今後、河原田本町には数十人規模の方が勤務する拠点の整備が予定されていることから、佐和田地区に産学官連携の拠点を形成し、地域のにぎわいも含めて人材交流や新たな事業創出を促進するとともに、U・Iターン者の増加と定着につなげていくこと。

(4)、観光文化スポーツ部世界遺産課。①、2款総務費、1項総務管理費、18目世界遺産推進費、世界遺産史跡保存整備費について。令和8年1月の強風により、国史跡「佐渡金銀山遺跡」に指定されている大間港のトラス橋が倒壊する被害が発生した。文化財としての取扱いや復旧方法等について、国・県・所有者など関係機関との協議が必要とされており、現時点では今後の方針が定まっていない状況との説明であった。世界遺産の最大の目的は人類共通の遺産を適切に保護・保全していくことである。この重要な遺構の保存・復旧が円滑に進むよう、国に対して早急に方針を示すよう強く要望すること。

(5)、建設部建築住宅課。①、8款土木費、5項都市計画費、2目公園管理費、公園整備費について。建設部として、施政方針にある「市民と共に創る安全・安心な島」を目標の一つに掲げている中、さわた図書館・子育て拠点エリアの移転整備の際には意見交換会やワークショップを何度か開催し、市民と共に作り上げてきた。来年度は多くの子供が利用する真野公園の遊具設置工事の予算が計上されている。執

行部だけでなく、利用者である市民と共に事業を進めるよう、強く求める。

議案第41号 令和8年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第42号 令和8年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第43号 令和8年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第44号 令和8年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。以上の4議案は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

陳情第1号 市政事務嘱託員による文書配布業務の廃止に関する陳情については、審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

議案第35号 令和8年度佐渡市一般会計予算についての委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する荒井眞理君の質疑を許します。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 議案第35号のうち、地域活性化に向けた泊食分離推進事業について、また道の駅についてお尋ねをいたします。

まず、新規事業として、地域活性化に向けた泊食分離推進事業を位置づけられていますけれども、既に今年度実施された泊食分離とどう違うということなのでしょうか。

また、この取組には問題が多過ぎたと報告もありますし、私もそう思います。その評価は、どのような説明であったのかということ。道の駅については、これ予算がついていないから、一体どういう審査が行われたのかということをお説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員会副委員長、広瀬大海君。

○産業建設常任副委員長（広瀬大海君） それでは、荒井議員の質疑にお答えいたします。

2つございしますが、まず1つ目の地域活性化に向けた泊食分離推進事業についてお答えいたします。まず、今年度実施した事業の評価について御説明いたします。執行部からは、従来の大型宿泊施設から町なかへお客様を誘導する目的で実施したものの、参画いただいた施設が少なかったこと、また佐渡汽船に旅行商品の造成を依頼しましたが、同社が展開する他の商品の中に埋没してしまった面があったこと、さらに付与した500円の飲食クーポンが誘客のインセンティブとして十分であったかという点についても検証すべき要素であるとの説明がありました。これらの課題を踏まえ、新年度は新規事業として内容を見直し、島内施設や飲食店、地域DMOと連携して地域一体で泊食分離に取り組むとのこと。今年度の具体的な違いといたしましては、新たにOTAと連携して期間限定の宿泊プランを造成、販売し、実施期間も10月から2月末までの予定となっています。これらの見直しにより、来訪者の満足度向上と地域経済の活性化を併せて推進していくとの説明を受けております。

2つ目の道の駅の審査内容につきましては、執行部からの特段の説明はありませんでしたし、議論も特に交わされませんでした。

以上です。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） まず、地域活性化に向けた泊食分離の推進事業です。何が問題だったのかという点

について、あまり今御説明なかったと思います。これ昨年、今年度ですけれども、6月に冬の観光を盛り上げようということでみんな期待して、これを進めるのだと思っていただけたけれども、実態はあまりにもお粗末だったのではないのでしょうか。私、この評価をきちんとしていただきたいというふうに思っていますけれども、その評価の言葉というのは原課のほうから出てきていないような気がします。泊食分離で果たして、これを利用された観光客の方々は満足されたのかと。500円のインセンティブ、食のインセンティブがあったかなのですけれども、どこで500円を使うように、どのお店で食事をするように、そういう案内があったのか、こういう点、具体的にいくと非常に大きな問題があったと思います。なぜそんな問題が起きたのかということ、もしそれについて分かったら御説明お願いします。新たにOTAと連携ということなのですが、申し訳ありません、一般の市民の方にはOTAとの連携が意味分らないので、これについても分かるように御説明をお願いします。

それから、道の駅についてです。執行部から説明がなかったと、これ不思議なことです。閉会中の所管事務調査では、この12月定例会から3月までの間にもこれありましたし、これからも所管事務調査をすることになっています。当初予算で全く審査もしないと、説明もないと、これは不思議なことです、どういことでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員会副委員長、広瀬大海君。

○産業建設常任副委員長（広瀬大海君） それでは、お答えいたします。

何が問題になったのかということですが、執行部のほうからは先ほど御説明があったとおりでというふうに思っております。議員側のほうからは、いろいろな意見がありましたけれども、例えば観光客が少ない冬場に実施されたということ。もちろん冬の間外に出てもらいたいという目的は理解するのですけれども、そもそも数が少なかった。観光客の数が少ない冬に行われていたというのなかなかうまくいかなかった原因の一つなのかなというふうにも思いますし、あと参加される宿泊施設も3つだったかというふうに思うのですけれども、それも少なかったというのが原因なのかなというふうにも感じております。

OTAに関しましては、オンライントラベルエージェント、インターネットで予約すると、そういったようなものと連携してということになります。

あと、道の駅の件なのですけれども、閉会中の所管事務調査のほうにも一応というか、入れてはありますが、基本的には、ハードは建設課なのですけれども、ソフトは建設課ではありませんので、そういった部分もあって、項目として入れておこうということで、これ別に今回初めて入れてあるわけではなくて、もう以前から、2年も3年も前から多分入っていると思いますので、一応そういった理由で所管事務調査の中に入れていて、そういったことになっております。

○議長（金田淳一君） 荒井真理君、3回目です。

○13番（荒井真理君） 同じ説明をお聞きしました。泊食分離については、参加した事業者が少なかったと、これは要するにその計画がよろしくなかったから、参加が進まなかったと、こういうふうに理解をいたしました。冬場に行われたのがお客さんの少ないというのは大間違いで、冬場のためにどうしようかといって組まれた計画にもかかわらず、失敗したというのは、これは大きな評価、反省があってしかるべきだったのかなと思います。

道の駅ですけれども、これ、結果的には二、三年ずっと放置されていて何も進んでいないということが今確認できたのかなと思われま。もし何かお答えすることがあれば、よろしくお願いします。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員会副委員長、広瀬大海君。

○産業建設常任副委員長（広瀬大海君） 特に何かお答えするものがあればというふうに言われるのですけれども、特にありません。

○議長（金田淳一君） 以上で荒井眞理君の委員長質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 当初予算らしく、大変議会として丁寧な長文が載っているのですが、何が核心なのかちょっと分からないので聞きたいということです。観光から交流へ、交流から移住への流れをやってきているのだけれども、それに沿った事業になっていないとこれまでも指摘してきたと。ところが、今回の当初予算においても、その状況が変わっていないことが判明したというわけですから、具体的にどうということなのかお聞きをしたいということです。

2点目、これも同じ皆さん方の書いてあるところですが、佐渡出身のユーチューバー等が観光客に大きな影響を及ぼしてくれていると、また佐渡にゆかりのある人材も佐渡の魅力発信とかをやって、人口減少の歯止めを一定程度の役割を果たしているとしているのだけれども、これは具体的にどういうことか。前段のことでいうと、前段の1番目では人口減少が激しい佐渡においてという定義をしていて、ここについては一定程度歯止めがかかっていると、このように言っているわけです。

3点目、ワーケーションや二地域居住などなどで、これ定着率が低いと。移住者も減少傾向にある島外向けの施策には手厚い支援が行われている。つまり島外向けの移住者施策をやってきているのだけれども、減少傾向にあって、それは手厚い支援やっているのではないかと。その一方で、定着率の高い佐渡在住者やUターンを希望する佐渡出身者への支援、これ重要だと思う、みんな関心があるところ、は十分とは言えないというのですが、具体的に何が十分ではないということなのかお尋ねをしたいということです。

4点目も、これも同じことですが、具体的にどのような内容かということです。地域コミュニティ交付金について、活用状況を検証するとともに云々と、対象事業の運用方法や見直しの拡充を行うこと、つまりコミュニティ交付金事業は、今年度においてはあまりよろしくないというか、もうちょっと拡充すべきだというのが産業建設常任委員会の意見だと思うのですが、これはどういうことか具体的にお尋ねをしたいということです。

5点目、これ非常に珍しいというか、真野公園という名前が出て、遊具施設をやるについては、利用者である市民と共に事業を進めるように、これも当たり前のことといえば当たり前のことなのだけれども、これ具体的にどういうことなのかということでございます。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員会副委員長、広瀬大海君。

○産業建設常任副委員長（広瀬大海君） それでは、中川委員の質疑にお答えいたします。

まず、1つ目の観光から交流へ、交流から移住への流れを加速させるとの方針の指摘について説明します。観光で複数回訪れている方を対象に、ふるさと納税への誘導や一次産業従事者や、あと佐渡の事業所との交流機会の創出を行い、最終的な移住につなげる仕組みが必要であるというふうな指摘もしております。

した。あわせて、さどまる倶楽部等のデータを活用したデータベースマーケティングの導入も求めています。

2つ目の観光誘客と人口減少対策について説明いたします。来年度、インフルエンサー活用による誘客事業や二地域居住者、Iターン者、外国人材の受入れなどの施策が予算計上されています。一方で、佐渡出身のユーチューバーによる情報発信やUターンの動きも一定の成果を上げていることから、佐渡にゆかりのある人材の視点をより重視し、地域に根差した魅力発信と人口減少対策を推進してきたと指摘したものです。

3つ目の定着率の高い佐渡在住者や佐渡出身者への支援を強化することに意見を付した件について説明します。Iターン者向けの支援や事業は多くあるのですが、Uターンなど、佐渡にゆかりのある方向けの支援強化がより必要であると指摘をしたものでございます。

4つ目、地域コミュニティ交付金についてです。本来地域の支え合いなど、コミュニティー維持を目的とした制度ですが、活用状況を検証し、制度目的に沿って適切に活用されるよう、対象事業や運用方法の見直しなどを求めたものであります。

最後、5つ目になります。真野公園の遊具設置工事についてですが、今年度、さわた図書館移転整備におきまして、ワークショップ等が実施された事例を踏まえまして、子供たちを含む市民参加の機会を設けて、安全で魅力ある公園整備を進めるよう求めたものであります。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 1番目ですが、観光から交流、交流から移住ということで、ここに書いてあるように、これまでも議会の委員会としては指摘をしてきたが、それが今回の審査においては生かされていないという指摘なわけです。何が生かされていないのかということをお聞きをしたい。

2点目、分かったことにしておきます。

3点目、要は今話があったように、移住者向けの施策は手厚いのだけれども、Uターン向けみたいなのは非常に弱いという答弁だったのですが、どのようなことを委員会としてはやれというふうな指摘を、施策提案しているのかお尋ねをしたい。

4点目のところですが、地域コミュニティ交付金ですが、ここに書いてあることを読んでくれただけのような、私、ちょっと気がしたのですが、聞いていて。要は私が言いたいのは、市民との意見交換会の中で結構出ているのです。コミュニティ交付金をよくしてくれと。市の答弁は、ほかから御意見も要望もあり、次年度、今年度の予算には、取組については検討していきたいというふうになっているものですから、結構各地区でこの要望多かったものですから、具体的にどういうふうに拡充をされているのかお尋ねをしたい。

最後の真野公園については、みんなの意見聞いてしっかりやりなさいよということなのだろうということなのですか、確認だけですが。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員会副委員長、広瀬大海君。

○産業建設常任副委員長（広瀬大海君） 5つありますので、抜けている部分あるかもしれませんが、ちょっとお話しさせていただきます。

まず、1つ目の観光から交流へ等のところで、何度も意見をつけていますが、それがなぜ生かされていないのかというところであります。具体的にどういったものかというような質疑だったかというふうに思いますが、やはり観光から最終的に移住までにつなげる仕組みづくりというものが必要なのではないかと、いうふうに指摘しております。先ほどもちょっと説明させていただいたのですけれども、例えばさどまる倶楽部等、いろいろデータがあると思うのですけれども、そういったものをしっかりと分析をして、ちょっと難しい言い方というか、あれですけれども、データベースマーケティングみたいなようなものもやっつけていかなければいけないのではないかと、というようなことも提案させていただいております。

3つ目の定着率の高いという件で、具体的にどのような提案をされたのかというところでありますが、ほかの事業の中にもあるのですけれども、例えばですけれども、女性のコミュニティーとか、やはり移住される方、UターンもIターンもそうですけれども、移住される方はやっぱりいろいろ御不安なところも多々あるのではないかなというふうに思いますので、そうするとそういったコミュニティーがあって、いろいろ相談できる環境とかがあると安心して定着できるのではないかと、そういったような提案のほうもさせていただいております。

4つ目なのですが、拡充したものとは何かということですが、いろいろなメニューというか、それがありまして、それに対してどれを拡充したというわけではありません。ですので、具体的に何かこの事業を拡充したというわけではなくて、必要なものはちゃんと拡充して行ってほしいと、そういったような意味合いで入れさせていただいております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 最後に、コミュニティ交付金の件についてお尋ねをしておきます。

コミュニティ交付金は、昨年度比較で金額にして10万円減額なのです。これから地域つくっていくという中で拡充ということになると、例えば昨年が366万円と今年が356万円と10万円低いだけけれども、その辺がどういうふうに生かされたのかなということなのです。この意見交換会で出た意見では、補助率をこれまでの10分の10に戻してコミュニティーを支えるようにしてもらいたいという意見に対して、先ほど言ったように、ほかからも御意見、要望があるので、次年度の取組に生かしますと、そういう答弁をしているものだから、きっと何か仕掛けをしてあるのだというふうに思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員会副委員長、広瀬大海君。

○産業建設常任副委員長（広瀬大海君） まさしく今おっしゃられていたものが対応されているということになっております。具体的には、3万円までは10分の10と、それ以上のものは2分の1というような補助率になっております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第35号についての委員長質疑を終結いたします。

これより議案第35号 令和8年度佐渡市一般会計予算についての討論に入ります。

荒井眞理君の反対討論を許します。

荒井眞理君。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井真理君） 議案第35号、一般会計予算について反対討論をいたします。

まず、今回出てきました予算については、事業の受益者である当事者の立場からの発想に非常に乏しかったと、総じてそのように感じました。年々当事者目線が乏しくなってくるということも同時に感じていました。市民生活の実態がどうなっているのか、調査が不十分だなと感じること、非常に多かったです。事業は、前例踏襲で予算計上していると、その感が否めませんでした。一体誰のためにこの予算を使おうとしているのか、どんな必要があってこの事業を継承していくのか、誰のどんな声があって、これがつくられたのか、それを求めたときにすぐに答えが返ってきません。説明がありません。一体誰のためにこの予算を使って佐渡の1年間回していこうとしているのだろうか、その情熱が全く伝わってきませんでした。もちろん一生懸命やっていらっしゃる場所もある、それはお認めいたしております。そういうところは頑張っていたきたいと思うのですけれども、情熱が全く伝わってこない説明があまりにも多かったです。先ほど委員長質疑をさせていただきました。道の駅、また防災計画、これは質疑したものではありませんけれども、年を重ねた事業にもかかわらず進んでいない。なぜそういうことが起こるのでしょうか。道の駅は、令和2年5月25日にあいぼーと佐渡に移転しました。それまでの道の駅は、年間500万円の委託料を払って、壊れたトイレはそのまま、草取りもされていない、そういう状況でありました。それが徐々に判明してきたので、委託料は減りました。とうとう令和2年5月に今あるあいぼーと佐渡に移転したのです。そこで心機一転スタートを切るはずでしたが、6年間何にもなっていません。一体どういうことなのでしょう。市のホームページには、道の駅がありますとあります。しかし、実態と大きく異なっている。これは、道の駅は正直言って住民が利用するためのものではありません。観光客がホームページを見て、ああ、あるのだなと思ってそこへ行く。ところが、そこには実態がない。これ、受益者たる当事者にとっては大変がっかり。今佐渡が世界遺産登録というところを旗頭にしながら観光を盛り上げていこうとするときに、両津港にある道の駅がこんなのでよいのでしょうか。先ほど委員長質疑をしましたら、予算がないためでしょうか、説明はないということです。

もう一つのほったらかし、防災計画です。これは、地域集落の防災計画を立てるのは自主防災組織に任されているから、自主的にしていただくからと、だから進まない。しかし、集落の立場に立てば、非常に難しすぎる防災計画。そして、つくる、自分がたまたま今集落長である、その責任が重過ぎる。この悩みに寄り添って自主防災組織と共に防災計画立てるべきだと2年前から指摘してまいりました。そのときには、あと3年ありますと、令和8年中に完成させればいいのですと、そういう説明でした。私は、それでは駄目だと、依然難しい、責任が重いことを解消しなければ、これは進まないと言いつつ指摘してまいりました。残りあと1年です。いまだ3分の1の集落しか防災計画はできていません。このことは初めから分かっていたことです。ですから、途中でこの担当の課の職員が少な過ぎるのだから、もっと皆さんが機動よくできるように職員を増やすべきだということも指摘してまいりました。けれども、結果的には変わっていない。何のための防災計画なのでしょう。このことに残念ながら市の真剣みを感じていません。2年前の1月1日、能登半島地震、このときに佐渡市民は、本当にこんな災害は突然やってくるのだと怖い思いをしました。その後、この防災計画が立てられるということに安心感を得た人たちもいる。しかし、実態はそうっていない。これに佐渡市は真剣に取り組む姿勢があるのか甚だ疑問に感じています。

地域活性化に向けた泊食分離、先ほど産業建設常任委員会に質疑させていただきました。これは、観光

客を喜ばせる目線に全く欠けていたことが一番の問題だと思います。今般、泊食分離の事業が地域活性化、これ地域活性化は観光客の目線ではありません。何が間違ったか。ホテルに泊まるのは1人数万円払うにもかかわらず、500円の食事のチケットを渡されて、行くところがパブだったり、スナックだったり、カフェだったり、そういうところで冬の味覚どうぞと。ベニズワイガニ食べられます。1月にですか。南蛮エビ食べられます。パブで出すのですか。こういうミスマッチ、これで観光客が見て、あっ、行きたいと思うのでしょうか。写真は、夏の袖なしを着た家族がよし、行くぞ、こういう写真です。本当に観光客の目線でこの組立てをしたと思えません。これが失敗するのは当然です。なぜなら利益者の目線がない。その人たちの声、喜ぶ顔を見たい、そのように組み立てていなかったからです。

たくさんありますけれども、これをもう一つ、最後にして、ごめんなさい、道の駅についても。いいです。ごめんなさい。最後には、ことば・こころの教室の運営費です。この拠点を8校から9校に増やす、11教室から12教室に増やす、これはいいことだと思います。ところが、どこにつくるかと思ったら、子供のいるところにつくるという姿勢ではありません。子供を大人にとって都合のいいところに来なさいと、子供を私にしてみれば振り回している。子供の時間を犠牲にしながら、ここへ来たら受けられると、私にはそういうふうにはしか見えません。子供のいるところにまちをつくる姿勢、これが大事です。どの学区にどれだけの対象の子供が何人いて、どうやって教室に通ってきているのか、それも把握していないのではないのでしょうか。私は、佐和田に住んでいるので、小学校3校ありますから、ではその子供たちがなぜ金井に行かなければいけないのか。金井の拠点を今回増やすのに、なぜ佐和田につくろうと思わなかったのか。そうしましたら、要望がなかったと。要望がなかったのではなくて、話し合いをきちんとしていないからではないのでしょうか。こういうところにも当事者目線が欠けていると。子供たちの問題だけではありません。保護者が教室に連れていかれない場合は、利用するのをもためられます。

顔をきちんと見る、声を当事者から聞く、そのような姿勢が観光も、防災も、子供たちの事業も、全てにおいて見られていないと、これを私は自分が関わって審査できなかった事業についても非常に疑わしいと、こういうことで私はこれに賛成できないというところを1票投じます。皆さんも審査の最中に、ああ、これは一体誰のためだろう、誰を喜ばせるのだろうと、そういう顔が見えないと思ったら、私と共に反対に回ることをお勧めしたいと思います。

反対討論は以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で荒井真理君の反対討論を終結いたします。

次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） 日本共産党市議団の中川直美です。令和8年度の一般会計当初予算について、反対の討論を行います。

先ほどの方と若干は違うのですが、私は施政方針では情熱と文句は伝わってきたのです。ところが、中身がなかったというのが私の感想です。まず、今地域医療が大変だ、地域交通が大変だ、生活のインフラが今本当に危機状態になっています。もちろんこれに地方自治が取り組むことは当たり前ですが、本来これは国としてしっかりやっていくべきだ、まずこのことを言って話をしていきたいと思います。とりわけ

今回の施政方針で感心をしたのは、地方自治の在り方を再構築していく、これを大きな命題としているところには私は非常に反応いたしました。例えば似たような頃に私も、今識者も含めて、地方自治をどう再構築するかということが今言われています。これは、執行部だけではなくて議員にも言われているのです。議員が間抜けのような顔をしていたのでは駄目だと、もっとしっかりやれということも言われているところでもあります。その視点からお話をしていきたいと思います。今年度、新年度は、今アメリカのイラン攻撃でガソリンがばか値上がり、今後生活物資もばか値上がりする。今日ガソリン入れたら193円でしたから。ガソリンが上がるということは、全てのものが上がる。つまり異常な物価上昇に対してどう政治が対応していくか、一応高市首相もそう言っているわけです。そういう意味で、その辺が今我々に最も課せられている中身だというふうに思います。

そんなこともあってか、市長、副市長、教育長、幹部の職員方が給料を減額するというございます。市長、副市長、教育長で約157万円、管理職手当の30%では部長、課長等60人で887万円、これで約1,000万円、さらに時間外勤務手当2,000万円を削って3,000万円を浮かして、これを市民のためにやるのだと、こんな話になっているのですが、この具体策がないというふうに私は思いますし、そもそも時間外勤務手当がこのような原資になるのは非常に私は疑問だなということを言っておきます。

ちなみに、今年度初めの新年度の御挨拶では、市長は人口減少が進む中で民間活力を生かした地域づくりでダウンサイジングが要るのだよと。民間と行政が協働しながら、持続可能性の島づくりをやる、こんなことをやらなければならない、こう言っています。また、後ろにいる議長は、物価高騰が厳しく、医療などのライフラインが、生活基盤が脅かされていると、これを何とかするのが議会だと、こんなふうに挨拶をしているところのございます。まさにこの角度からいうと、今地方自治の再構築というのはやはり住民と共にやっていくことが必要だと思います。市長、嫌な顔するでしょうけれども、市長の挨拶の中では、民間と行政しかなくて、住民が抜けているのです。私は、ここは地方自治の再構築という視点から大きく離れているのではないかとこのことを言っておきます。

先ほどの委員長質疑にもありましたが、世界遺産や観光、これやるのはいいです。これもやるのだけれども、やっぱり島内を、内発的な発展を、エネルギーをどうつくっていくかということ、文言ではあるのだけれども、中身がないと、こんなふうに思っています。先ほどちょっと取り上げましたが、コミュニティ交付金等は、非常に字が小さくて見づらい。市民意見交換会の中でも多く出ている。やっぱりこういったものを作って、補助金をやることだけが内発的力を増やすことではありませんが、一つの大きなものだ、こんなふうに思っています。

また、国も平成6年に地方自治法を改正して、地域運営組織で地域を何とか守っていかなければならない、こんな法改正もなされている中ですから、今こそ地域をどうつくっていくか。昔でいうと地域学、水俣から発祥したという地域学のところが非常に重要だな、こんなふうに思っているところです。

批判ばかりのようですが、評価と期待をしておきます。私は、地区の防災計画づくりはよく頑張っている。その中で、この計画をつくるのがやっぱり地域全体を認識することだ、こういう共通認識がありました。また、来年度は最上位の総合計画をつくる年ですから、これをしっかり住民と共に協議をして、住民のものとしてつくっていく、このことが私は地方自治の再構築だ、こんなふうに思っている。ぜひこれには大いに期待をしていきたいなというふうに思います。

最後に、大きな問題点について触れておきたいと思います。やはり地域づくり、内発的エネルギー、イベント型とか外から何かやって盛り上げるというのはあまり発展しないというのは、もう20年来試され済みなのですが、地域づくり、これをどうしていくかという点であります。この点では、この後あります市政事務嘱託員制度の在り方、これを極めて問題だというふうに思います。まず、第1弾としては、これまでやっていた、こういった文書についてはやめますよという話でした。12月定例会では、市政事務嘱託員制度の在り方を市として考えますと言ったのだが、それもまだ考えられていない。これでは駄目です。市政事務嘱託員の文書配布については、市長が本会議で、まだ決まっていないので、これからみんなの意見を聞いてやると言った本会議答弁ですから、これが最高の答弁ですから、この方向でぜひ進めていただきたい。委員会でも言いましたし、一般質問でも言いましたが、1月23日の南部ではアンケートを書くのだけれども、少しは変わるのかと聞いたら、よほどのことがない限り変わりませんと言ったそうですし、2月20日の両津地区での市民意見交換会では、これはやり過ぎではないかと言ったら、市長がその方からちゃんとメッセージいただきまして、暴走ではなくて、総務の勇み足だと、勇み足と言ったそうです。これ聞いたとき、私思うのです。内部統制、一体どうなっているのか。こんな重要なものを市長が知らずにやるわけもない。もし職員がやったとしても、やっぱりこれ市長の責任。市民の前では、いや、私が悪うございましたと、帰ってきて総務部長を怒るとというのが私は普通だろうかと、こんなふうに思っています。こんな点でも地方自治の在り方が私は極めて問題だな。まだまだ決まっていない、施政方針の中では社会福祉協議会とかの福祉の連携もありますが、赤い羽根の募金や、そういったものを一体どうするのかもまだ決まっていない。まだ6地区しかやっていないということがあります。不採択にはなっていますが、これから市民の意見を聞いて決めると言っているのだから、これでいいではないかということで不採択だったのですが、ぜひ一方的に決めるのではなくて、住民と議論をしてやっていくというのが私は地方自治の在り方だと、こんなふうに思っています。

最後に、もう一点だけ触れておきます。地方自治組織論でいいますと、選挙管理委員会、選挙広報、実はこの嘱託員配布をやめるという文脈で、今後選挙広報を、配布をやめます、新聞折り込みにしますというのです。約2万1,000世帯から2万2,000世帯、新聞は1万ちょっとです。これ、私が一般質問で聞いたときに、選挙管理委員会の委員長も、担当職員も選挙管理委員会でもっと検討しますと言うから、いつ決めたのだと言ったら、選挙管理委員会では決めていなくて委員長と2人で話して決めました。これは、組織論としてはでたらめ過ぎます。教育委員会で教育長と次長で2人で決めましたというような話です。瘦せても枯れても独立した行政委員会ですから、選挙管理委員会という会議を開いて、その中で決めたものを方針として私は出すべきだ、これが普通の在り方だということを強く述べておきたいというふうに思います。

最後に、教育委員会にも述べておきます。今度から子ども若者課がそちらに行きます。あなた方は教育の専門家だが、子育ての専門家では私はないと思います。しかし、独立した行政委員会として、市長から独立しておりますから、独立したやり方でしっかりやるべきだということを強く述べて反対の討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第35号についての討論を終結いたします。

これより議案第35号 令和8年度佐渡市一般会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第1号 市政事務嘱託員による文書配布業務の廃止に関する陳情についての討論に入ります。

佐藤定君の賛成討論を許します。

佐藤定君。

〔9番 佐藤 定君登壇〕

○9番（佐藤 定君） 市民クラブ、佐藤定です。陳情第1号 市政事務嘱託員による文書配布業務の廃止に関する陳情に対し、賛成の立場から討論を行います。

まず、第1に、市民の情報を知る権利を保障する観点です。市が掲げるデジタル化の推進は時代の流れですが、行政の役割は効率化の前に公平性であるべきです。ネット環境を持たない多くの高齢者や郵送申請という手続自体が困難な弱者に対し、確実な代替案がないまま戸別配布を廃止することは、行政による情報の切捨てにはかなりません。検診案内や災害情報といった市民の生命に関わる情報が一部の人にしか届かない事態を私たちは看過してはなりません。

第2に、地域自治の持続可能性の問題です。改正自治法により、指定地域共同活動団体という枠組みが示されました。これは、自治会等の団体が行政のパートナーとして公共的な役割を担うことを法的に認めたものです。現在、各集落において配布委託料が区長手当や活動の原資となっている実態があります。事務負担を軽減することは重要ですが、それと引換えに自治会の活動原資を奪うことは地域自治の足腰を弱め、結果として自治会費の値上げという実害を市民に強いることとなります。自立した自治会が行政を補完してこそ、佐渡市の未来は保たれます。市の計画は、この市民のパートナーに対する敬意と財政的配慮が著しく欠如していると言わざるを得ません。

第3に、目に見えない安心の価値です。嘱託員による配布業務が担ってきた安否確認や見回りという福祉的価値は、一度失われれば二度と取り戻せません。効率化によって浮いた予算よりも孤立化が進んだ結果として、将来発生する社会的コストのほうがはるかに大きいことは明白です。

結びに、本陳情が求める確実な情報伝達の担保と自治会運営を崩壊させない財政的支援は、市民生活を守るための最低限かつ切実な要求です。行政の都合を住民に押しつけるのではなく、地域の実情に寄り添った再設計がなされることを強く求めます。議員各位におかれましては、市民の不安と地域の危機感に真摯に向き合い、本陳情に賛成いただきますよう切に願い、私の討論を終わります。

○議長（金田淳一君） 以上で陳情第1号についての討論を終結いたします。

これより陳情第1号 市政事務嘱託員による文書配布業務の廃止に関する陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、

本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立少数であります。

陳情第1号を採択することは否決されました。

これより議案第35号、陳情第1号を除く総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、佐藤定君。

〔市民厚生常任委員長 佐藤 定君登壇〕

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 委員会審査報告。

本委員会は、審査の結果、議案第9号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 令和8年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、議案第46号 令和8年度佐渡市水道事業会計予算について、議案第47号 令和8年度佐渡市下水道事業会計予算について、以上4議案については、賛成多数で可決、その他の付託議案についてはいずれも全会一致で可決すべきものとして決定しました。

また、陳情第2号 佐渡市の市民への情報セキュリティーおよびハラスメント違反についての陳情については、審査の結果、賛成なしで不採択とすべきものとして決定しました。

また、陳情第3号 放射線治療の継続を求める陳情については、審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

主な委員会の経過といたしましては、議案第9号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定において、県統一に向けた基金や保険料の見通し等についての質疑応答がありました。

議案第10号 佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について及び議案第11号 佐渡市こどもの居場所の設置及び管理に関する条例の制定においては、条例改正に当たっての市民との合意形成等についての質疑応答がありました。

議案第12号 佐渡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定においては、事業のメリット・デメリット等についての質疑応答がありました。

議案第36号 令和8年度佐渡市国民健康保険特別会計予算においては、国民健康保険保険者努力支援制度交付金の活用等についての質疑応答がありました。

議案第37号 令和8年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算においては、被保険者の今後の推移や新設される子ども・子育て支援金の考え方等についての質疑応答がありました。

議案第38号 令和8年度佐渡市介護保険特別会計予算においては、介護給付費準備基金の今後の方向性や介護保険制度改正に伴う今後の市の対応等についての質疑応答がありました。

議案第40号 令和8年度佐渡市すこやか両津特別会計予算においては、入所稼働率を上げるための方策等についての質疑応答がありました。

議案第45号 令和8年度佐渡市病院事業会計予算においては、病院経営の収支改善等についての質疑応答がありました。

議案第46号 令和8年度佐渡市水道事業会計予算においては、収支改善に向けた取組状況や管路の維持及び給水の安定供給の方策等についての質疑応答がありました。

議案第47号 令和8年度佐渡市下水道事業会計予算において、収支改善に向けた取組状況や下水道事業の今後等についての質疑応答などがありました。

陳情第2号 佐渡市の市民への情報セキュリティおよびハラスメント違反についての陳情において、当時の状況等についての質疑応答がありました。

陳情第3号 放射線治療の継続を求める陳情において、市としての方針、見解等についての質疑応答がありました。

なお、当委員会が議案に付した意見は、次のとおりであります。

意見。議案第9号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。被保険者減少の一方で1人当たり保険税は増加傾向にあり、基金残高も減少している。県内一本化を見据えた持続可能な制度運営と離島特有の医療資源格差是正を国、県に要望すること。

議案第38号 令和8年度佐渡市介護保険特別会計予算について。現さわた幼稚園を活用しての常設の居場所「ほっとてらす」再始動に際し、石川県の社会福祉法人による成功事例に倣う多世代交流の「ごちゃまぜコミュニティ」を展開するべきである。あわせて、高齢福祉課として主体性を発揮し、社会福祉協議会や老人クラブ等とも連携し、地域共生社会の拠点として実効性のある取組を強力に推進されたい。

議案第47号 令和8年度佐渡市下水道事業会計予算について。上下水道の持続的提供のために国、県への要望を継続すること。また、汚泥の堆肥化で資源循環を推進し、下水道について計画区域の早期供用開始を図られたい。計画外区域は合併浄化槽やバイオトイレ導入を促進し、全域の環境衛生向上に向けた取組を推進されたい。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

議案第9号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 一般会計の当初予算のところでも聞いたのですが、この税条例改正のところ、ちょっと聞いておきます。本算定の改定だというのだけれども、具体的にこれ、新年度の国保税負担はどういうふうになるのか、県の上納金というか、はそのまま記載されていると思う。だから、どうなるのかということをお尋ねしたい。なぜかという、この物価高騰の中で、下手な所得税よりも国保の負担というのは重いのです。下手すると収入の15%から17%ぐらいになる。というものですから、この物価高騰で異常な中でどうなるのかということです。

2つ目、本会議答弁でもありましたが、県のほうに合わせて応能応益割、能力に応じて払うのか、どうなのかということと今まで佐渡市は累進課税的にやってきたわけです。ところが、それを50・50にするということは、負担能力がない人が負担割合が増えるということになるのだけれども、その辺はこれ、どういうふうになるのかということです。

3点目、今年度から入る子育て支援金、具体的にどんなのかということです。国は、当面国保については300円程度だというのがアナウンスがされていますが、それは各自治体によって、割り方によって300円か、500円になるのか、600円になるのかあると。低いほうは100円、200円もあるし、高いほうは1,000円にもなるというのものもあるのだけれども、子育て支援金、いわゆる独身税だと今ネットでは言われていますけれども、これが所得割、均等割、平等割をこれ、どういうふうにしていくのかということをお尋ねしたいということです。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 中川議員の質疑に対してお答えいたします。

今年の本算定のところがどうなるかということですが、条例改正の後、確定申告により所得が確定されたことによって、税率、そして負担割合に応じて国保税が算定されるものであります。

また、2番目の応能応益負担の変更ということですが、御指摘のとおり、所得割については医療分0.14%、後期高齢者医療支援分0.02%、介護納付分0.06%、それぞれ引き下げております。反対に医療分で均等割で1,500円、平均割で600円、後期高齢者支援分1,000円、医療介護納付分900円ということで上げております。そして、子育て支援のところということですが、所得割0.3%、均等割1,400円、1人当たりで3,028円というような試算が出されております。ちなみに、国民健康保険のところだと、月200円というところが標準のようです。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 国民健康保険の制度が非常に問題だというのは、全国市長会でもしっかり言っていて、ちゃんと国が国庫負担割合をもっと増やさないよ、これは前から提言をされていることなのだけれども、それが国民健康保険を厳しくして負担者割合を高くしているのだけれども、そこで聞くのだけれども、結局子育て支援金も国保税も従来と同じ6月のときに決めていくということなのか。さっき負担割合に応じてと言ったのだけれども、要は国民健康保険というのは一般会計とは違って歳出に合わせて取ることを決めるのです。給付費などは、これどういう見方をされているのでしょうか。それをお尋ねしたい。

応能応益割合、要は応能と応益という言い方でいうと、50対50になったのだと思うのですが、それはそうしておいて6月に賦課をするということですね。どうなのでしょう。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） お答えいたします。

今ほど、最後のところは、やっぱり6月に賦課するということになってまいります。

先ほどの質疑ですが、給付のところですが、そういうふうな中川議員が御指摘のところは、理由はやっぱり県の標準税率に近づけるという方針の下に均等割については段階的に引き上げていく。所得割については、県標準税率に近づく方針の下で引き下げると。ただ、県の推計所得で計算すると、県の納付金に対して2,700万円ほど不足のため、基金から取り崩してという説明がありました。今回の条例改正は、新潟県が進める保険料水準の統一に向けて所得率を引き下げ一方、加入者全員に一律にかかる均等割及び平均割額を引き上げるものですが、この改正はもう国民健康保険税の所得再配分という本来の目的を弱めているような気がします。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 広域化になって県一本化になっているのだけれども、そのことによって、各市町村にこれだけですよという割当て来るわけです。その割当てをどうやるかというのは、我々でいうところの自治事務ですから、そこの市町村がどう考えるか。県の標準にするというのは、県が直接通知出して徴収してもらえばいいではないですかと私は思うのです。ワンクッション置かずに。その辺はいかがでしょうか。首かしげている人もいるけれども、そういうことなのだ、実は。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 中川議員のおっしゃるところも分かるのですが、県の標準とやっぱり佐渡市のところで開きですと、額でいくと5,000円ほどの差額があります。これを令和12年に統合ということになりますと、やっぱり一気にはなかなかその差額分を埋めていくというのはちょっと厳しいところがあります。本来ならやっぱり全国市町村会でも国保についての負担を何とかしてくれという要望も出されております。これ、佐渡市単独でいかんせんするというのは非常に厳しいところだというふうに認識しております。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第9号についての委員長質疑を終結いたします。

これより議案第9号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第36号 令和8年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

これより議案第46号 令和8年度佐渡市水道事業会計予算について並びに議案第47号 令和8年度佐渡市下水道事業会計予算についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） 今度は簡単にしておきます。日本共産党市議団の中川直美です。ただいま議案となっております令和8年度の水道事業会計と下水道事業会計、併せて反対の討論をいたしたいと思えます。

一言で言うと、今物価高、アメリカのイラン攻撃によって、また大変になっている。先ほど言いましたが、ガソリン入れたとき197円、200円超えて300円にいくではないかというわきもあるぐらいですが、こんな中ですから、水道料の値上げを一回凍結しませんかというのが、凍結するべきだというのが反対の理由であります。

施政方針によりますと、水道事業は令和10年度までの水道料金の値上げにより、新潟県内でも最も高い水準の料金体系になる見込みです、このように執行部そのものも認めているわけであります。また、よく使いますが、意見交換会の中でも、これは佐和田地区ですが、水道料金が10%も上がる。さらにまた10%、その後にも上がるのではないかという話も市民からも意見が出ています。どのぐらい上がるのかというと、市報「さど」11月号に上下水道料金値上げしますと分かりやすく出ています。裏を見ると、幾ら上がるか、10%、10%で上がるのだけれども、よく分からないというか、絵を見ると、夫婦2人で子供2人のところ、25立方メートルになるのでしょうか、水道5,780円、下水道5,483円が1万1,263円、それが10%上がるわけですから、6,365円と6,035円になって1万2,400円、1,137円値上がりするというのです。今スーパーに行っても主婦の買物も本当に大変だという驚くぐらいのことになっています。これ、やめろとは言いません。賛成はしませんけれども。しなかったですが、今回こういう事態だから、思い切って延期をしたほうがいい。市長も副市長も教育長も幹部職員も手当を返上するよりもこれをやるほうが市民が大喜びするのではないかと市民の声を述べて反対討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第46号、議案第47号についての討論を終結いたします。

これより議案第46号 令和8年度佐渡市水道事業会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

これより議案第47号 令和8年度佐渡市下水道事業会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第2号 佐渡市の市民への情報セキュリティーおよびハラスメント違反についての陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立なしであります。

陳情第2号を採択することは否決されました。

これより陳情第3号 放射線治療の継続を求める陳情についての討論に入ります。

栗山嘉男君の賛成討論を許します。

栗山嘉男君。

〔4番 栗山嘉男君登壇〕

○4番（栗山嘉男君） 日本共産党市議団の栗山嘉男です。陳情第3号 放射線治療の継続を求める陳情の賛成討論を行います。

ある日突然病院がなくなりますという衝撃的なメッセージが昨年、日本病院会など6つの医療団体から発せられました。総務省によると、2024年度は公立病院のうち83.3%が最終赤字となり、赤字病院の割合は過去最高となりました。当市も厚生連病院がある県内5市と共にJ A新潟厚生連に病院運営への支援をしています。

2012年から佐渡総合病院で島内初の放射線治療装置を導入、治療を開始。導入から13年が経過した装置は老朽化し、更新費用の捻出も難しく、専門医の確保も難しいと放射線治療の終了を決めました。それは、病院の収支改善のためでもあり、赤字診療科の治療を切り離しました。そうすると、今後市民にとって不可欠な小児科や産婦人科など、不採算科も中止を余儀なくされ、医療の崩壊、病院がなくなりますと危惧されます。放射線治療は、生活の質、QOLが保たれます。働きながら治療を受けられる、ふだんに近い生活をしながら治療を受けられる治療法です。新潟での治療となると、がん患者は高齢者が多く、誰かが付き添わないといけない。本人が島外に行けなくなれば、治療そのものが終わってしまうという声や島内であれば、子育てしながら治療もできるが、島外の通院では両立できないと治療を断念するおそれも懸念されています。本陳情は、治療を中止したとしても、再開、再継続してほしいという患者の切なる願いです。そして、2,201名の多くの方が賛同されています。署名はその後、44筆新たに寄せられ、賛同者が増えています。よりよい治療を島内で受けられるよう、議員の皆さんの賛同をお願いします。

最後に、国、県へ診療報酬の引上げ、財政支援、医療従事者の確保を要求して賛成討論を終わります。

○議長（金田淳一君） 次に、室岡啓史君の反対討論を許します。

室岡啓史君。

〔20番 室岡啓史君登壇〕

○20番（室岡啓史君） 政風会の室岡啓史でございます。私は、陳情第3号 放射線治療の継続を求める陳情につきまして、反対の立場から討論いたします。

まず初めに、がん治療を受ける患者の方々、そして御家族の皆様が抱えておられる不安や御負担に対し心からお見舞いを申し上げます。離島である佐渡において、住み慣れた島内での治療を受け続けたいという願いは極めて切実であり、2,200筆もの賛同の署名を集めた本陳情に込められた思いは、痛いほど理解できるものであります。しかし、議会として判断を下すに当たっては、その切実な思いに十分に寄り添いながらも、心情的な願いだけではなく、医療の安全性、継続性、そして現実的な経営基盤を冷静に見極めなければなりません。加えて、2月8日あいぽーと佐渡にて開催された佐渡の医療福祉の将来を考える講演会を聴講し、佐渡における医療問題の深刻さを痛感したところであります。

私事ではございますが、私の父も昨年秋、脳に悪性リンパ腫の腫瘍を発症し、10月に入院先の佐渡総合病院からドクターヘリで新潟大学医歯学総合病院へ転送されました。そこで約1か月間の放射線治療を受けた結果、脳の中心部にあった最大で5センチほどの腫瘍はほぼ消失し、再びドクターヘリで佐渡総合病院に転院。リハビリした後に本年1月に退院し、現在は在宅療養しております。悪性リンパ腫は、再発も多分にあり得るとのことですが、まずは一安心といったところです。そもそも放置すれば、3か月ほどで命に関わる厳しい状況であったようですが、放射線治療の効果は一、二年間継続するようで、現代医療の崇高な力に私自身、深い感銘を受けた一人であります。大学病院のような高度医療機関では、最新鋭の放射線機器による集中的なブースト照射等、正常細胞へのダメージを低減する精密な治療が可能です。このように私たちが守るべきは、形としての治療継続ではなく、患者が最適な場所で最高水準の治療を着実に受けられる体制の維持であると考えます。

また、本陳情が求める継続には極めて高いハードルが存在します。放射線治療を維持するためのランニングコストは年間約2,500万円、さらに7年ほどで耐用年数を迎える機器の更新には、昨今の物価高騰により約7億円もの巨額投資が必要となります。また、佐渡総合病院では次年度、電子カルテの更新に10億円以上の出費を控えており、経営を圧迫する要因が重なってしまいます。放射線治療の損益分岐点とされる年間患者数200人に対し、昨年の治療実績は約100人とどまり、このままでは少なくとも年間2,500万円以上の赤字が累積し、病院全体の経営を揺るがしかねません。放射線治療は、手術、抗がん剤治療と並ぶがん治療の重要な柱の一つであります。しかし、その実施、継続には高度な専門性が求められ、機器の保守管理、品質管理、医療安全体制の維持はもとより、放射線治療医、診療放射線技師、看護師等の安定的な確保が必要不可欠であります。まさに医療も人でもあります。仮にこうした条件が十分に整わないまま継続のみを求めることになれば、かえって患者に不利益を及ぼすおそれも否定できません。そういう現実を総合的に勘案すれば、行政としては、島外治療に伴う負担軽減に全力を尽くすべきであります。今年度より放射線治療患者への交通費、宿泊費の補助制度が設立され、次年度からは付添者の対象を原発巣治療にも拡充する改善策が予定されております。こうした現実的かつ実効性のある支援を強化し、併せて民間のがん保険への加入促進や早期発見のための検診体制を充実させること、医師によるがん患者への医療コンサルティングを的確に継続することこそが今取り組むべき道ではないでしょうか。また、新潟県におい

ても、県のがん対策推進計画に基づいた施策の実現と役割を果たすよう要望していくことが必要だと考えます。

さらに、限られた医療資源をどこに集中させるかという議論も避けて通れません。私は、どんなことがあろうとも佐渡総合病院に産科だけは死守しなければならないと考えます。くしくも産科の損益分岐人数は、年間200人の分娩とのことで、放射線治療患者と同数です。残念ながら、佐渡における令和6年度の年間出生数は162人とどまっております。佐渡市合併の平成16年に421人だった出生数は、平成24年に400人を下回り、平成29年に300人を下回り、令和5年に200人を下回ったというのが過去の経緯です。経営的観点のみならず、子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例のとおり、子供が親や祖父母、地域の方々に見守られながら、健やかに育つ環境整備に努め、現実的には2日に1人の赤ちゃんが生まれる年間出生数183人、理想としては毎日1人の赤ちゃんが生まれる年間出生数365人を目標にして、次世代を育む環境整備を最優先するべきであります。

最後に、JA新潟厚生連並びに佐渡総合病院に対しては、公的病院の経営支援に多額の公的資金が投入されており、行政や地域住民との信頼関係の上に成り立つべき存在であるということを再認識していただくとともに、一日も早い経営改善が図られることを切に願います。それは、つまり単に補助金を出すことではなく、日頃から佐渡市に対して、前もった丁寧な情報共有と説明責任を果たす真の官民連携の下、相互の信頼を築く努力をしていただくということを強く求めるものであります。

以上のとおり、本陳情の趣旨にある市民の願いは重く受け止めるものの、国への地域医療の安定的かつ持続した運営に関する要望と新潟県としての役割の明確化及びその対応への要望を佐渡市執行部と共に継続しつつ、地域医療の質と経営の持続可能性を総合的に判断し、本陳情には反対いたします。議員各位の御賛同をお願い申し上げ、私の反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（金田淳一君） 以上で室岡啓史君の反対討論を終結いたします。

次に、中川健二君の賛成討論を許します。

中川健二君。

〔10番 中川健二君登壇〕

○10番（中川健二君） 佐渡の声会派の中川健二です。私は、佐渡総合病院の放射線治療科を存続させることを求める本陳情に賛成の立場から討論いたします。

本陳情には2,200筆余りの署名が添えられております。これは単なる要望ではなく、島民の命と暮らしを守るための切実な声であり、議会として重く受け止めるべきものです。

佐渡市は高齢化率が高く、がんは島民の主要な死亡原因の一つです。その中で放射線治療は、手術、抗がん剤と並ぶがん治療の3本柱であり、欠かすことのできない治療機能です。短時間で治療可能な放射線治療を島外で受けなければならなくなることは、離島である佐渡においては大きなハンデとなります。たとえ交通費や宿泊費などの補助があったとしても、時間的負担は大きく、体力的、精神的負担、付添家族の負担など、患者と家族の深刻な影響を与えます。放射線治療科の維持は、単なる医療機関の一部ではなく、島で安心して暮らし続けられるかどうかにか直結する問題です。確かに人口減少により放射線治療の利用者が減少しているという現実があります。また、放射線治療装置は数億円規模の高額な更新費用が必要であり、病院経営にとっては大きな負担となります。しかし、だからといって島に必要な医療を切り捨て

てよい理由にはなりません。むしろ人口減少が進む地域だからこそ、大学病院との協定強化、専門医の派遣要請、遠隔計画支援システムの活用、医師の働き方改革に配慮した勤務体制など、あらゆる手段を尽くすことが求められます。医師がいないから仕方ないではなく、医師を確保するために何をしたのか、今後何をするのが問われています。佐渡市は、健康寿命日本一を掲げています。その旗印を掲げる自治体のがん治療の中核である放射線治療を失うことは、市の理念と矛盾することになります。市民が安心して治療を受けられる環境を守ることは、自治体の最も基本的な責務です。放射線治療科の存続は、まさにその責務の核心にあります。島外通院の負担は、治療継続率を下げってしまう可能性が高くなります。治療の中断は、がん治療の効果を大きく損ないます。島外通院となれば、治療継続は困難になる患者が確実に増えます。また、医療機能の縮小は人口減少の加速につながります。医療が不安な地域に若い世代は定住しません。医療機能の縮小は、佐渡の将来に長期的な悪影響を与えます。2,200筆余りの署名は市民の命の声です。これだけの署名が短期間に集まったことは、市民がどれほど不安を抱き、どれほど切実に存続を求めているかを示しています。議会は、この声を軽視してはなりません。放射線治療科の存続は、佐渡の医療の根幹に関わる問題です。市民の命を守るために、議会は行政に対し、放射線治療科を維持するための最大限の努力を求め続ける責務があります。2,200筆余りの署名に込められた市民の願いを受け止め、本陳情に賛成することを強く表明し、私の討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で陳情第3号についての討論を終結いたします。

これより陳情第3号 放射線治療の継続を求める陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立少数であります。

陳情第3号を採択することは否決されました。

これより議案第9号、議案第36号、議案第46号、議案第47号、陳情第2号、陳情第3号を除く市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会副委員長、広瀬大海君。

〔産業建設常任副委員長 広瀬大海君登壇〕

○産業建設常任副委員長（広瀬大海君） 委員会審査報告。

本委員会は、審査の結果、付託案件については、いずれも全会一致で可決すべきものとして決定しました。

主な委員会の経過といたしましては、議案第13号 佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について。以上3議案につきましては、料金改正後の収入の見通しについての質疑応答がありました。

次に、議案第19号 財産の無償譲渡の変更について（伝統文化と環境福祉の専門学校の建物無償譲渡契約の変更）では、過去の経緯及び具体的な用途等についての質疑応答がありました。

議案第22号 市道路線の廃止及び認定については、路線の用地等についての質疑応答がありました。

議案第39号 令和8年度佐渡市小水力発電特別会計予算については、積立金及び耐用年数についての質疑応答がありました。

なお、委員会として、付託案件に特段の意見・指摘事項等はありませんでした。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員会副委員長の報告を終わります。

これより産業建設常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 発議案第1号

○議長（金田淳一君） 日程第2、発議案第1号 アメリカ、イスラエルによるイラン攻撃の即時中止と中東地域における緊張緩和と外交的かつ平和的解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山本卓君。

〔16番 山本 卓君登壇〕

○16番（山本 卓君）

発議案第1号

アメリカ、イスラエルによるイラン攻撃の即時中止と中東地域における緊張緩和と外交的かつ平和的解決を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和8年3月19日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	山 本	卓
賛成者	〃	駒 形	信 雄
	〃	平 田	和太龍
	〃	中 川	直 美

” 中 川 健 二
” 山 田 伸 之
” 荒 井 眞 理
” 近 藤 和 義

アメリカ、イスラエルによるイラン攻撃の即時中止と中東地域における緊張緩和と外交的かつ平和的解決を求める意見書

令和8年（2026年）2月28日、アメリカとイスラエルは、イランに対する軍事攻撃を行い、首都テヘランほか各地への空爆は国連憲章と国際法を無視したものである。

このことにより、中東地域においてアメリカ、イスラエル、そしてイランを巡る軍事的な緊張が極限まで高まっている。この事態は、単に一地域の紛争に留まらず、エネルギー供給網や国際物流の混乱を招き、国際社会全体の平和と安全を著しく脅かすものであり、看過できない。

特に空爆等で、子どもや高齢者をはじめとする多数の一般市民の生命と生活が犠牲となっている深刻な人道状況には深い憂慮を禁じ得ない。

一方、エネルギー資源の多くを中東に依存する我が国にとって、この地域の不安定化は、原油価格の高騰や物流の停滞を招き、国民生活及び地方経済に多大なる悪影響を及ぼす死活的な問題である。

法の支配に基づく国際秩序を維持し、さらなる事態の激化を防ぐため、我が国が持つ独自の外交ルートを最大限に活用し、粘り強い対話と働きかけを行うことが求められている。

よって、佐渡市議会は日本政府に対して以下の事項を強く要望する。

記

- 1 国際法及び国際人道法を遵守した上での即時停戦と、平和的解決に向けた外交交渉の場につくよう、国際社会と連携して強気に働きかけること。
- 2 紛争による在外邦人の安全確保に万全を期すとともに、エネルギーの安定供給や物価高騰対策など、国民生活と地域経済を守るための万全な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。即時停戦と平和的解決に向けた外交努力を促すとともに、紛争による影響から在外邦人の安全と国民生活・地域経済を守る措置を講じることが求めるため、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第1号 アメリカ、イスラエルによるイラン攻撃の即時中止と中東地域における緊張緩和と外交的かつ平和的解決を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（金田淳一君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

○議長（金田淳一君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和8年第2回（3月）市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に御提案をいたしました議案につきましては、慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。新年度予算につきましては、物価高騰や地域医療の維持、市民の暮らしを守る当面の対策、「豊かで住み続けられる持続可能な島」の実現に向けた「安心して暮らし続ける島」と「人が賑わう元気な島」、この2本の未来像につながる施策、これらに集中的に取り組むとともに、島の未来をつくるための基盤の構築として、地域教育と民間活用やデジタル化により、業務の効率化と組織のスリム化など、行財政改革に取り組む予算として編成をさせていただきました。

また、代表質問、一般質問におきましては、合わせて15人の議員の皆様から施政方針、医療福祉対策、産業振興対策など、多岐にわたり御質問や御提言をいただきました。これらの御質問、御提言を参考にしながら、施政方針で申し上げたとおり、人口減社会への対応ができる自治体への変革、この挑戦を進めるためにも、10年先を見据えた施策を今から恐れずにしっかりと市民の皆様、議員の皆様と議論をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。いずれにいたしましても、これからの時代、今も大事にしながら、将来の子供たちにこの佐渡をどう残していくかと、本格的にこの人口減少社会の中での議論を進めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、3月12日、佐渡市が誇る伝統的工芸品、佐渡無名異焼の制作に従事しておられます長濱数右氏が佐渡で初となる伝統工芸士として、伝統的工芸品産業振興協会の認定を受けたことで表敬訪問していただきました。長濱氏におかれましては、伝統工芸の技術継承や品質の向上、後継者育成など、佐渡無名異焼を次世代へ引き継ぐ中心的な存在として御活躍が期待されます。

また、13日には、市政の進展や産業の振興、文化の向上、その他公共の福祉の増進など、多大な功勞を

いただいた方や団体に佐渡市ほう賞を授与させていただきました。授与式におきまして、個人の方6名並びに3つの団体の皆様にその功績をたたえ、賞状、記念の品を贈呈をさせていただいたところでございます。

結びになりますが、いよいよ4月という新しい旅立ちとともに出会いの季節を迎えます。新しい出会いが市民の皆様、また議員の皆様、そして佐渡市にとって新たな飛躍になること、そして皆様方のますますの御活躍と御健康を御祈念申し上げ、今定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（金田淳一君） 以上で会議を閉じます。

令和8年第2回（3月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 淳 一

署 名 議 員 駒 形 信 雄

署 名 議 員 山 本 卓